

長野商工会議所「見舞金・祝金・祝品・弔慰金制度」規約

（目的）

第1条

本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

（対象者）

第2条

本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金・祝品・弔慰金制度について規定するものであり、その対象者は「生命共済制度」に加入する当商工会議所の会員事業所の授業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

（運営費）

第3条

会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済制度」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

（給付内容）

第4条

本制度の給付は、見舞金・祝金・祝品・弔慰金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

（脱退）

第5条

次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。

「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- （1）会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- （2）会員事業所が「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- （3）会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合にはこの限りではない。
- （4）対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

（給付手続き）

第6条

対象者は、見舞金・祝金・祝品・弔慰金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

（給付期間・時効）

第7条

給付期間・時効の定めについて、見舞金・祝金・祝品・弔慰金制度の趣旨に反しない限りにおいて、定期保険（団体型）普通保険約款の定めを準用する。

（規約の制定・改廃）

第8条

本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

（付則）

第1条

この規約は、平成30年3月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金・祝品・弔慰金給付内容

	1口	2口	3口	4口
不慮の事故による通院見舞金 (5日以上の場合一律)	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
病気による入院見舞金 (20日以上の場合一律)	20,000円	40,000円	60,000円	100,000円
病気による入院見舞金 (5日以上19日までの場合一律)	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
結婚祝金	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
出産祝金	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
家族弔慰金	一律 10,000円			
遺児育英見舞金	遺児1名につき 50,000円			
家族災害死亡見舞金	一律 50,000円			
成人祝金(加入者本人)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
お子さんの小学校入学祝金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
第3子以上出産特別祝金	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
還暦祝品(但し加入3年以上)	記念品を贈呈			
古希祝品(但し加入3年以上)	記念品を贈呈			
満了祝品(但し加入3年以上)	記念品を贈呈			

<給付する場合（1口コースの例）>

●不慮の事故による通院見舞金

対象者が傷害により、5日以上通院した場合、1年間に1人1回を限度として1万円を支給する。

●病気により入院見舞金

対象者が治療を目的として病院または診療所に5日以上継続入院した場合、1万円を支給する。また入院期間が20日以上継続した場合は、さらに1万円を支給する。ただし、病気による入院が毎年の更新日を越えて継続した場合、病気による入院見舞金は1回に限り支給する。

●結婚祝金

当制度に1年以上加入している対象者が結婚した場合に、保険期間1年間（毎年3月1日～2月末日）に1回を限度として、1万円を支給する。

●出産祝金

当制度に1年以上加入している対象者またはその配偶者が出産した場合に、保険期間1年間（毎年3月1日～2月末日）に1回を限度として、1万円を支給する。

●家族弔慰金

当制度に1年以上加入している対象者の配偶者・実子・実父母が死亡した場合に、保険期間1年間（毎年3月1日～2月末日）に1回を限度として、1万円を支給する。

●遺児育英見舞金

対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生日の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。

●家族災害死亡見舞金

対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生日の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として5万円を支給する。

●成人祝金

当制度に1年以上加入している対象者が満20歳に達した場合に、5千円を支給する。

●お子さんの小学校入学祝金

当制度に1年以上加入している対象者の実子が小学校に入学した場合に、保険期間1年間（毎年3月1日～2月末日）に1回を限度として、5千円を支給する。

●第3子以上出産特別祝品

当制度に1年以上加入している対象者またはその配偶者が3子目となる実子を出産した場合に、保険期間1年間（毎年3月1日～2月末日）に1回を限度として、5千円を支給する。

●還暦祝品

当制度に3年以上加入している対象者が満60歳に達した場合に、記念品を贈呈する。

●古希祝品

当制度に3年以上加入している対象者が満70歳に達した場合に、記念品を贈呈する。

●満了祝品

当制度に3年以上加入している対象者が生命共済制度の満了を迎えた場合に、記念品を贈呈する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。また、本制度は定期保険（団体型）の給付内容を補完する目的であり、重複しての支払はありません。尚、平成30年3月1日より、定期保険（団体型）の主契約が改定され、ガン入院一時金・6大生活習慣病入院一時金・ガン先進医療入院一時金が新設されたが、いずれの給付とも本制度は重複しての支払はありません。

●共通

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●不慮の事故による通院見舞金

- ・通院期間が5日未満の場合

●病気による入院見舞金

- ・入院期間が5日未満の場合

●結婚祝金

- ・加入1年未満の場合

●出産祝金

- ・加入1年未満の場合

●家族弔慰金

- ・加入1年未満の場合
- ・家族災害死亡見舞金支給の対象となる場合

●遺児育英見舞金

- ・疾病による死亡の場合

●家族災害死亡見舞金

- ・対象者の特定親族の疾病による死亡
- ・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）もしくは腰痛で他覚症状のないものまたは精神障害
- ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号のいずれかに該当することをやっている間に生じた傷害
- ・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことをやっている間についてはこの限りではない。
- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であること不定期便であることは問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

●成人祝金

- ・加入1年未満の場合

●お子さんの小学校入学祝金

- ・加入1年未満の場合

●第3子以上出産特別祝品

- ・加入1年未満の場合

●還暦祝品

- ・加入3年未満の場合

●古希祝品

- ・加入3年未満の場合

●満了祝品

- ・加入3年未満の場合

<用語の定義>

- ・対象者：生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員および全ての従業員
 - ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
 - ・不慮の事故：「傷害」と同義
 - ・通院：医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます）
 - ・特定親族
①対象者の配偶者
②対象者の実子
③対象者の実父母
- なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。

- ・父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金・祝品・弔慰金給付請求書類

見舞金・祝金・祝品・弔慰金区分	必要書類
病気入院見舞金	・事業主による発生事由に関する証明書 ・医師による入院に関する証明（他生保提出分控えでも可）
不慮の事故による通院見舞金	・事業主による事故発生事由に関する証明書 ・医師による通院に関する証明（他生保提出分控えでも可）
家族弔慰金	・加入者との関係が証明できるもの
結婚祝金	・婚姻受理証明書等婚姻の証明ができるもの
出産祝金	・母子手帳等のコピーで出生の証明ができるもの
遺児育英見舞金	・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書 ・従業員等との続柄を証明する住民票、健康保険証等
成人祝金	
お子さんの小学校入学祝金	・小学校入学通知書のコピー ・お子さんの生年月日が証明できる住民票、健康保険証等
第3子以上出産特別祝金	・第3子以上の出生が証明できる住民票等
還暦・古希・満了祝品 (3年以上加入の本人)	

商工会議所独自の見舞金・祝金・祝品・弔慰金制度

コース		1口	2口	3口	4口
不慮の事故による通院見舞金 (5日以上の場合一律)	5日以上 通院の場合	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
病気による入院見舞金 (20日以上の場合一律)	20日以上 入院の場合	20,000円	40,000円	60,000円	100,000円
病気による入院見舞金 (5日以上19日までの場合一律)	5日以上19日まで 入院の場合	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
結婚祝金	1年以上加入の本人	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
出産祝金	1年以上加入の 本人・配偶者	10,000円	20,000円	30,000円	50,000円
家族弔慰金	1年以上の加入の方の 配偶者・実子・実父母	一律 10,000円			
遺児育英見舞金	18歳未満の遺児	遺児1名につき 50,000円			
家族災害死亡見舞金	特定親族の災害死亡	一律 50,000円			
成人祝金(加入者本人)	1年以上加入の本人	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
お子さんの小学校入学祝金	1年以上加入の方の 実子	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
第3子以上出産特別祝金	1年以上加入の方の 実子(第3子以上)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円
還暦祝品(但し加入3年以上)	3年以上加入の本人	記念品を贈呈			
古希祝品(但し加入3年以上)	3年以上加入の本人	記念品を贈呈			
満了祝品(但し加入3年以上)	3年以上加入の本人	記念品を贈呈			